

経費区分一覧表

区分	基準		説明
1 義務的経費 予算	(1) 人件費		特別職報酬等（三役、議員、行政委員会委員に限る） 職員給与 退職手当等（退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費） 外郭団体等への派遣に係る県職員給与の負担相当額 産育休代替等臨時職員賃金 （審議会等委員にかかる出席報酬は除く）
	(2) 扶助費		扶助費（措置（自立支援給付）費、措置費負担金及び補助金を含む） 就学奨励費
	(3) 公債費		元利償還金 一時借入金利子 県債発行手数料 市場公募債満期一括償還に伴う積立金
	(4) 県税交付金等	法律等により、県の事務として執行すること及び算出方法が義務づけられている経費で任意に節減できない経費	選挙執行経費 職員住宅償還金 県税関係市町村交付金等 特別会計等に対する繰出金（繰出基準分、公債費分、公共事業分に限る） 赴任旅費 国庫等返還金
2 一般的経費 予算 1及び3以外に区分される全ての経費で概ね右に掲げるようなもの	(1) 通常事業・経常的行政経費	業務委託料等 （債務負担行為等設定の有無により細区分）	庁舎・事務機器等の各種保守・管理業務委託費 事務機器のリースに係る使用料等 指定管理者への施設管理運営委託
		その他の経常的管理経費	経常的な旅費・消耗品費・役員費等の管理事務経費 庁舎等に係る光熱水費、経常的な維持修繕に要する経費 各種審議会等の運営に要する経費（委員報酬を含む） 経常的な講習会、研修会等に要する経費 経常的な試験研究に要する経費 常時啓発に係る選挙関係費 など
	(2) 通常事業・一般的行政経費	関係団体等への補助等 （人件費相当額の有無等により細区分）	各種団体の運営費補助金 各種大会・事業費等補助・交付金（政策的なものを除く） 各種団体への加入負担金（本県の任意的加入に係るもの）
		社会福祉施設運営経費等	市町村・民間の社会福祉施設等に対する補助等で、義務的な経費に準ずるもの 全国的団体等で、加入が義務的なものに係る会費負担金
		その他の一般的経費	利子補給など債務負担行為に基づく経費 国勢調査等、周期的に実施する統計調査費 交際費、自動車購入費 裁量的経費以外の臨時的な経費（単発的な調査・研究等） その他の経常的経費以外の事務費
	(3) 通常事業・裁量的行政経費		(1)通常事業・経常的行政経費、(2)通常事業・一般的行政経費以外のもの
重要な政策的判断を必要とする経費		重点事業 「みやぎ発展税」充当事業 「みやぎ環境税」充当事業 1件当たり総事業費が10億円を超える県執行建物 県立学校施設・社会福祉施設整備費 その他政策的な投資的経費（公共事業費を除く県執行建物） 私立学校助成費 義務的経費に該当しない積立金、出資金、貸付金、繰出金等 その他特に必要と認められる政策的経費	
3 公共事業 予算		補助公共事業費 単独公共事業費（公共嵩上補助を含む） 国直轄事業負担金 災害復旧事業費	